



木造住宅耐震対策助成制度のご案内 ～まずは事前にご相談ください～



○制度について

木造住宅の地震等による倒壊を防止し、その安全性の向上を図るために、『耐震診断』や『耐震改修』などを行う民間住宅の所有者に対して、その事業に要する費用の一部を補助する制度を設けています。詳しくは下記の担当課までお問い合わせください。

○制度の対象となる家（①～③のいずれにも該当すること）

- ① 奥出雲町内にある木造住宅で階数が2階以下のもの。
- ② 昭和56年5月31日以前に建築又は着工されたもの。
- ③ 耐震診断の結果、上部構造評点が「倒壊する可能性がある」レベルである1.0未満と判定されたもの（耐震診断事業の場合は除く）。

○制度の内容

1. 耐震診断事業 現地調査や構造計算によって、建物に耐震性があるかを島根県木造住宅耐震診断士名簿に登録がある建築士等に診断してもらう。
2. 補強計画策定事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、補強方法を設計してもらう。
3. 耐震改修事業 策定された補強計画に基づき、耐震改修工事を行う。
4. 解体助成事業 耐震診断の結果、耐震性なしと判断された場合に、建物全部を解体する。

○補助率と補助限度額

対象事業	補助対象経費	補助率	1棟当たりの補助限度額
耐震診断事業	耐震診断に要する経費	3分の2	6万円
補強計画策定事業	補強計画策定に要する経費	3分の2	40万円
耐震改修事業	耐震改修に要する経費	100分の23	80万円
解体助成事業	住宅の全てを除去するための経費	100分の23	40万円

【お問い合わせ】 まちづくり産業課 有線：31-5268 電話 54-2524

奥出雲町ブロック塀等安全確保事業

奥出雲町では、通学路や避難路等の道に面して建つ危険性の高いブロック塀等の地震時の倒壊・転倒を防止し、通行者の安全を確保するため、ブロック塀等の所有者に除却や金属フェンス・板塀等への建替え費用の一部を補助します。



- 補助対象ブロック塀の建替え等に要する経費、産業廃棄物運搬・処分費等
- 補助金額は対象経費の合計又は補助対象ブロック塀の長さ（m）×8万円のうち低い額の2/3以内とします。ただし、上限は264,000円（1敷地）です。
- その他、各種図面、現況写真、工事写真、内訳見積書、所有者がわかる書類、国のチェックポイントに従ったチェックシート（町で用意します）等が必要になります。

詳しくは、奥出雲町ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】 総務課 防災管財グループ 有線：31-5123 電話：54-2505

奥出雲町情報公開等の運用状況について

令和3年度中に実施した情報公開等を公表します。

<公文書公開> 公開請求は2件でした。 <個人情報の開示等> 開示請求は0件でした。

【お問い合わせ】 総務課 総務情報グループ 有線：31-5224 電話：54-2505

①令和4年度も保険税を減額します。

『一人につき最大で **10,000円 減額**』 します。

新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の皆さんの生活に大きな影響が及んでいることから、令和3年度に引き続き、令和4年度も保険税を減額することを決定いたしました。今年度は『被保険者お一人につき保険税を最大で（※）10,000円減額』といたします。これは本町独自の施策として実施するものです。

※10,000 円の減額は医療費分保険税から減額しますので年度途中で国民健康保険に加入するなどにより医療費分保険税が 10,000 円未満となる場合は、10,000 円未満となる医療費分保険税のみの減額となります。

②令和4年度国民健康保険税の年税額が決まりました。

本年度の国民健康保険の税率・額が次のとおり決定しましたので、お知らせします。
税率は据え置き（令和3年度と同率）になりました。以下の表をご覧ください。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割	※1【所得割】世帯のうち国保の被保険者に係る前年所得に応じた計算
医療給付費分	税率・額	7.31 %	28,300円	20,400円	※2【均等割】世帯のうち国保の被保険者数に応じた計算
後期高齢者支援金分	税率・額	2.44 %	9,000円	6,730円	※3【平等割】全世帯に平等に課税
介護納付金分	税率・額	1.95 %	8,500円	4,600円	

○保険税の本算定について

本年度の年税額については、7月から翌年3月まで、月々納付していただくことになっております。

なお、保険税の最高限度額は、「医療分」が65万円、「後期高齢者支援分」が20万円、「介護納付金分」が17万円になりました。

※特別徴収(年金からの天引き)の方については、これまでどおりです。

○税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減

世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額（擬制世帯主の所得を含む。）が下表の計算式で算出した額を下回る場合、均等割と平等割をそれぞれの軽減割合に応じて減額します。

軽減割合	世帯のうち国保の被保険者に係る前年総所得額〔擬制世帯主の所得を含む〕
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
5割軽減	43万円 + (28万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)
2割軽減	43万円 + (52万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1)

※「7割軽減」とは？

均等割・平等割保険税（年額を100%とした場合）の70%（7割）を減額し、30%（3割）分をお支払いいただくことです。「5割軽減（50%減額）」「2割軽減（20%減額）」についても上記と同様に減額するという考え方です。

②非自発的失業者に対する軽減

解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、離職の翌日から翌年度末までに限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。（申告が必要です。）

③一部負担金の減免制度について

災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。（※ただし、国保税の未納がない方に限ります。）

④子どもに係る国民健康保険税均等割の減額措置の導入

子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取り組みとして、国保制度において、未就学児（0歳～6歳）の均等割保険税を5割軽減します。

※子どもの均等割「5割軽減」 実際にはどうなる？

均等割保険税（年額を100%とした場合）の50%（5割）を減額し、50%（5割）分をお支払いいただくことです。なお、上の①に該当される場合は、例えば「7割軽減（70%減額）」該当の場合 ①の均等割軽減後の3割（30%）支払部分からさらに5割（50%）軽減になるため、実質8.5割（85%）軽減となり、1.5割（15%）お支払いいただくこととなります。

⑤8月1日から使う国保の被保険者証を、7月中旬から送付しています。

「特定記録郵便」で送付された保険証と同封の文書をご確認ください。

【お問い合わせ】 ・資格について…健康福祉課 有線：31-5121 電話：54-2511
・税について…税務課 有線：20-4101 電話：52-2674